令和３年度黒石市ワークスペース創出補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式等の変化を踏まえ、リモートワーク、ワーケーション等による新しい働き方の推進を図るため、それらに対応することができるワークスペースの創出に要する経費に対し黒石市ワークスペース創出補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和６０年黒石市規則第７号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「ワークスペース」とは、次に掲げる施設をいう。

（１）　コワーキングスペース（リモートワーク（情報通信技術を活用し、場所、時間その他の制約にとらわれない働き方をいう。以下同じ。）をする者が作業スペースを共有しながら独立した仕事を行うことができる施設をいう。）

（２）　ワーケーション受入施設（ワーケーション（観光地等の宿泊施設に滞在し、余暇を過ごしつつリモートワークを行うことをいう。）をする者を受け入れることができる施設をいう。）

（３）　その他リモートワークをすることができる施設として市長が特に認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

（１）　本店又は主たる事業所の所在地が市内にある企業又は個人事業者

（２）　活動拠点を主に市内としている法人格を有する団体

（３）　活動拠点を主に市内としている任意団体（前号に掲げるものを除く。）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない。

（１）　次に掲げる市税等に滞納がある者

ア　法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

イ　個人事業者である場合には、補助対象者に課税されている個人市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

（２）　法令又は公序良俗に反する者又はそのおそれがあると認められる者

（３）　黒石市暴力団排除措置要綱（平成２４年黒石市告示第１０３号）第２条第８号に規定する排除措置対象者

（４）　その他補助金を交付することが適当でないと市長が判断する者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、既存の建築物を活用し、ワークスペースを創出する事業で、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が５０万円を超えるものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、既存の建築物を活用し、ワークスペースを創出するために必要となる経費で、次に掲げるものとする。ただし、国又は県からの補助金等の交付を受けた、又は受ける見込みである経費は、補助対象経費としない。

（１）　内装及び外装の改修工事に係る経費

（２）　給排水設備工事、空調設備工事、電気・照明工事等に係る経費

（３）　附属設備の工事に係る経費

（４）　通信設備の工事に係る経費

（５）　１台当たりの価格が１０万円未満のパソコン又はプリンタの購入に係る費用。ただし、パソコンは２台まで、プリンタは１台に限るものとする。

（６）　その他市長が認めるワークスペースの創出に必要な経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額又は

１００万円のいずれか低い額とする。

２　前項の規定にかかわらず、２人以上の者から補助金の交付の申請があった場合において、補助金の交付の申請額（以下「交付申請額」という。）の合計額が当該年度の予算額を超えるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　交付申請額がいずれも１００万円のとき　１人につき５０万円

（２）　いずれかの申請者（次条に規定する申請者をいう。以下この号において同じ。）の交付申請額が１００万円未満のとき　各申請者の補助対象経費の総額の割合で予算額を分した額

３　前２項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、黒石市ワークスペース創出補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和３年１０月２９日までに市長に提出しなければならない。ただし、同日前に２人以上の者から申請があった場合において、交付申請額の合計額が予算額を超えたときは、その時点で受付を終了する。

（１）　ワークスペースを創出しようとする既存の建築物の位置図、写真（内部・外部）及び図面（平面図・配置図・立面図）

（２）　創出しようとするワークスペースの図面（平面図・配置図・立面図）

（３）　補助対象経費に係る見積書

（４）　第３条第２項第１号に規定する市税等に滞納がないことを証明する書類

（５）　第３条第１項第２号又は第３号に掲げる団体の場合は、団体の設立の目的及び市内での活動実績が分かる書類

（６）　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、黒石市ワークスペース創出補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付の決定後に、必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

３　前項の規定により概算払を受けようとするときは、黒石市ワークスペース創出補助金概算払請求書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の条件）

第９条　市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　創出したワークスペースについて、補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の完了の日から１月以内に補助金の交付の目的に則した事業を開始し、かつ、開始後２年以上事業を継続すること。

（２）　補助対象経費について、全て市内に主たる事業所を置く法人又は個人に発注すること。

（３）　補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）に必要な書類を添付して市長に提出しその承認を受けること。

（４）　補助事業が予定の期間内に完了すること。

（５）　補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和４年４月１日から５年間保管しておくこと。

（６）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

（７）　財産の管理については、財産管理台帳（様式第５号）その他関係書類を整備し、及び保管すること。

（８）　１件当たりの取得価格が１０万円以上の財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている財産については、同省令に定める耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

（９）　市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

（申請の取下げの期日）

第１０条　第８条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して２０日以内に書面により申請を取り下げることができる。

（状況報告）

第１１条　補助事業者は、令和３年１２月２８日現在の補助事業の実施状況を事業状況報告書（様式第６号）により令和４年１月２０日までに市長に報告するものとする。ただし、同日前に次条の規定による実績報告をした場合は、この限りでない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日又は令和４年２月２８日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　創出したワークスペースの写真（内部・外部）及び図面（平面図・配置図・立面図）

（２）　補助対象経費に係る契約書及び支払を証する書類の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、黒石市ワークスペース創出補助金交付額確定通知書（様式第８号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　補助事業者は、前条の確定通知書を受けた日の翌日から起算して１４日以内に黒石市ワークスペース創出補助金請求書（様式第９号）により補助金を請求しなければならない。

２　補助金は、口座振込により交付する。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。

（１）　この要綱に違反したとき。

（２）　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　その他虚偽の申請等により市長が不適当と認めたとき。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。